

災害支援協定

～新たな使命が加わりました～
日本下水道事業団

災害支援協定※

下水道法及び日本下水道事業団法が改正されました。

地方公共団体

日本下水道事業団

- ・ 下水道法第15条の2が新設され、これに基づき、施設の維持・修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定の締結が可能になりました。
- ・ 日本下水道事業団法においても、同協定に基づく業務を行えることが明確にされました。
- ・ JSと災害支援協定を事前に締結することにより、災害発生時には迅速な災害復旧支援が可能となります。

※下水道法の「災害時維持修繕協定」

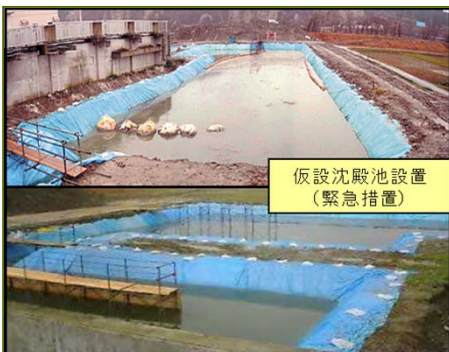
災害復旧支援フローと支援内容



※応援(有償による支援)については、人件費・旅費及び緊急措置の実費を清算します。
※応急工事及び本復旧工事については、別途協定の締結により実施します。

～災害支援の内容～

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査。
- 二 災害報告に必要な資料の作成。
- 三 緊急措置 [暫定的にその機能を確保のために行う簡易消毒、仮設ポンプの設置等] その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成及び災害査定への立会
- 五 その他上記に関わる災害支援に附帯する支援



災害支援協定につきましては、東北総合事務所 お客様サービス課（伊藤 真一郎）までご相談下さい。
電話番号 022-221-1350